

川棚町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	14,542	5,578,056	100,049	824,581	14.78	13.20

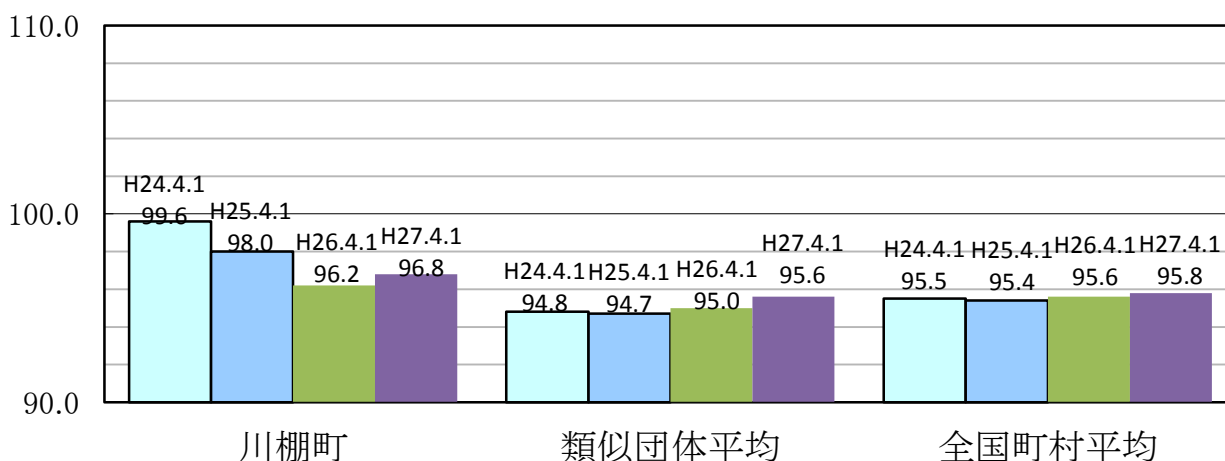
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	102人	355,033千円	51,884千円	129,910千円	536,827千円	5,263千円	5,527千円

(単位：千円)

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給は引下げなし。3級以上の高位号給は最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川棚町	40.0 歳	304,437 円	350,968 円	304,368 円
長崎県	43.8 歳	330,075 円	408,507 円	364,438 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
類似団体	41.6 歳	305,791 円	360,437 円	329,664 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分	川棚町	長崎県	国	
一般行政職	大学卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	
一般行政職	大学卒	267,000 円	328,000 円	364,000 円	390,500 円
	高校卒	237,500 円	290,600 円	323,200 円	367,600 円

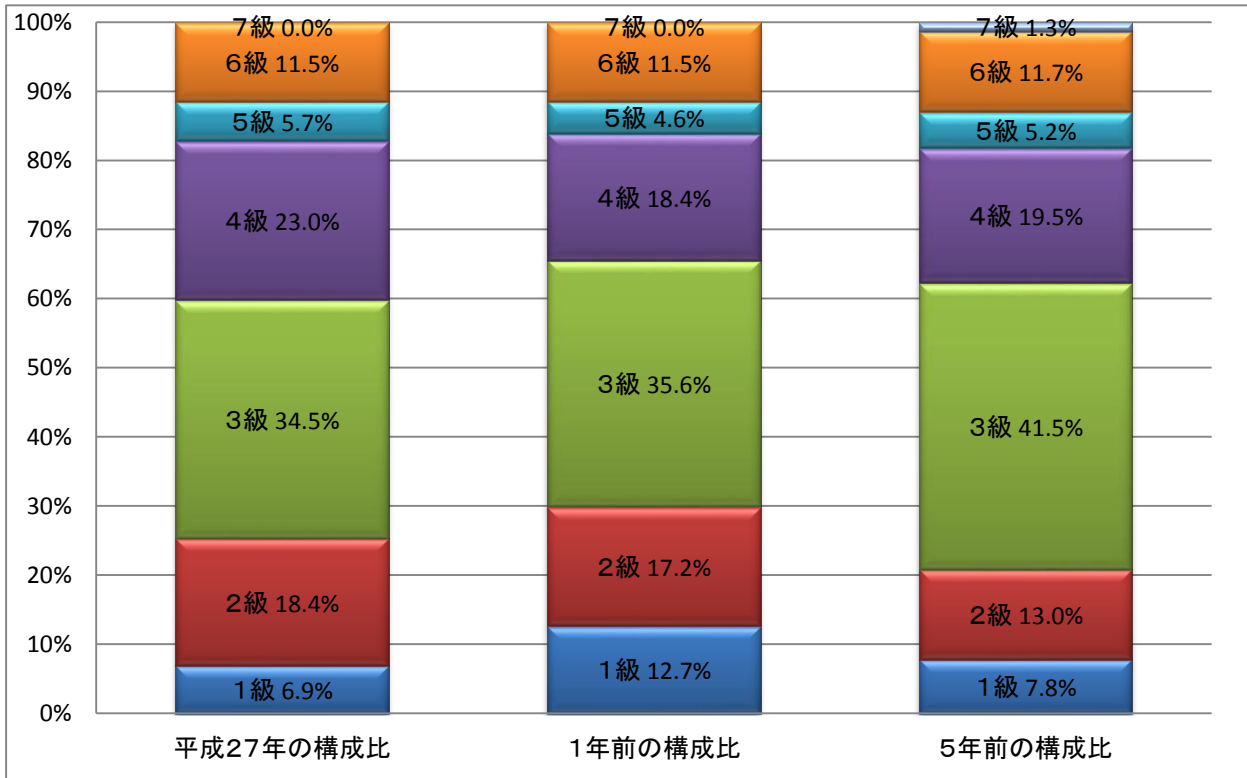
※経験年数別では、人数が少ないところがあるため、5年刻みの平均値を記載しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、主事補、技師、技師補、保健師、栄養士の職務	6 人	6.9 %	137,600 円	244,900 円
2 級	主事、技師、保健師、栄養士の職務	16 人	18.4 %	187,700 円	301,900 円
3 級	係長、主任主事、主任技師、主任保健師、主任栄養士、指導主事の職務	30 人	34.5 %	223,900 円	347,700 円
4 級	高度の知識又は経験を必要とする係長・主任指導主事の職務	20 人	23.0 %	258,300 円	378,700 円
5 級	課長、参事、課長補佐の職務	5 人	5.7 %	285,000 円	390,700 円
6 級	会計管理者、課長、局長、室長、次長、学校給食センター所長、参事の職務（以下「課長等」という。）	10 人	11.5 %	315,800 円	407,900 円
7 級	高度な知識及び相当の経験を経た課長等の職務（参事を除く。）	0 人	0.0 %	360,100 円	442,600 円

- (注) 1 川棚町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から事務事業報告を実施しており、自己評価による事務事業報告に加えて、上司面接による意見を添えて町長に報告し、評定を行なっている。
 なお、平成24年度から職員の能力開発と人材育成の観点から人事評価制度を導入するための試行を実施しており、制度確立後において、昇給等への反映を検討している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川 棚 町	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,316 千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,664 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20%、管理職加算10%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～20%、管理職加算10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成24年度から職員の能力開発と人材育成の観点から人事評価制度を導入するための試行を実施しており、制度確立後において、期末・勤勉手当等への反映を検討している。
 なお、現在は、成績率に差を設けず、一律支給を行っている。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

川 棚 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 役職に応じた調整額の加算あり		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	15,842 千円	21,019 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績 (26年度決算)	114 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	7,600 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)	14.7 %
手当の種類 (手当数)	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税等徴収手当	徴税吏員・徴収職員	町税等の臨戸訪問による徴収	・日額500円（外勤2時間以上） ・徴収1件につき50円
犬猫処理手当	取扱いに従事した者	飼い主不明の犬・猫の死骸処理	1,300円／個
行旅病人取扱い手当	取扱いに従事した者	行旅病人の取扱い	1,000円／回
死亡人取扱い手当	取扱いに従事した者	死亡人の取扱い	3,000円／回
伝染病防疫作業従事手当	伝染病防疫作業従事者	伝染病防疫の取扱い	1,000円／日

(4) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	19,220 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	213 千円
支給実績（25年度決算）	16,301 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	190 千円

(5) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 配偶者がいない場合の1人目 11,000円 その他 6,500円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		11,059千円	235,297円
住居手当	・月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に家賃に応じて27,000円までを限度に支給	同じ		4,914千円	289,058円
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上で、通勤のため交通機関を利用する場合は、その運賃相当額 ・自動車等を利用する場合は、距離に応じて2,000円～24,500円を支給	同じ		3,479千円	69,580円
管理職手当	・課長、室長、議会事務局長、教育委員会次長、学校給食センター所長 42,000円 ・参事 33,600円	同じ		5,968千円	497,333円

管理職員特別勤務手当	・管理職手当を支給されている職員が、休日等において臨時又は緊急に勤務した場合、勤務1回につき4,000円から6,000円を支給	異なる	官職等に応じて6,000円～18,000円	78千円	7,090円
------------	---	-----	-----------------------	------	--------

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区分		給料月額額等		
給料	町 長	740,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 507,500 円
	副 町 長	590,000	円	680,000 円 / 404,600 円
報酬	議 長	305,000	円	408,000 円 / 218,000 円
	副 議 長	251,000	円	340,000 円 / 174,000 円
	議 員	228,000	円	320,000 円 / 155,000 円
期末手当	町 長	(26年度支給割合)		
	副 町 長	3.1	月分	
	議 長	(26年度支給割合)		
	副 議 長	3.1	月分	
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	740,000×5×在職年数	1,480万円	任期毎
		590,000×3×在職年数	708万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分	区	職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議 会	2	2		国体事業の完了に伴う減、及び地方創生事業の職員配置による増
	総 務	29	28	△ 1	
	税 務	10	10		業務執行体制見直しによる増
	農 林 水 産	11	12	1	
	商 工	2	2		
	土 木	10	10		業務執行体制見直しによる減
	民 生	9	9		
	衛 生	11	10	△ 1	
	計	84	83	△ 1	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 57.07 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数57.08人)

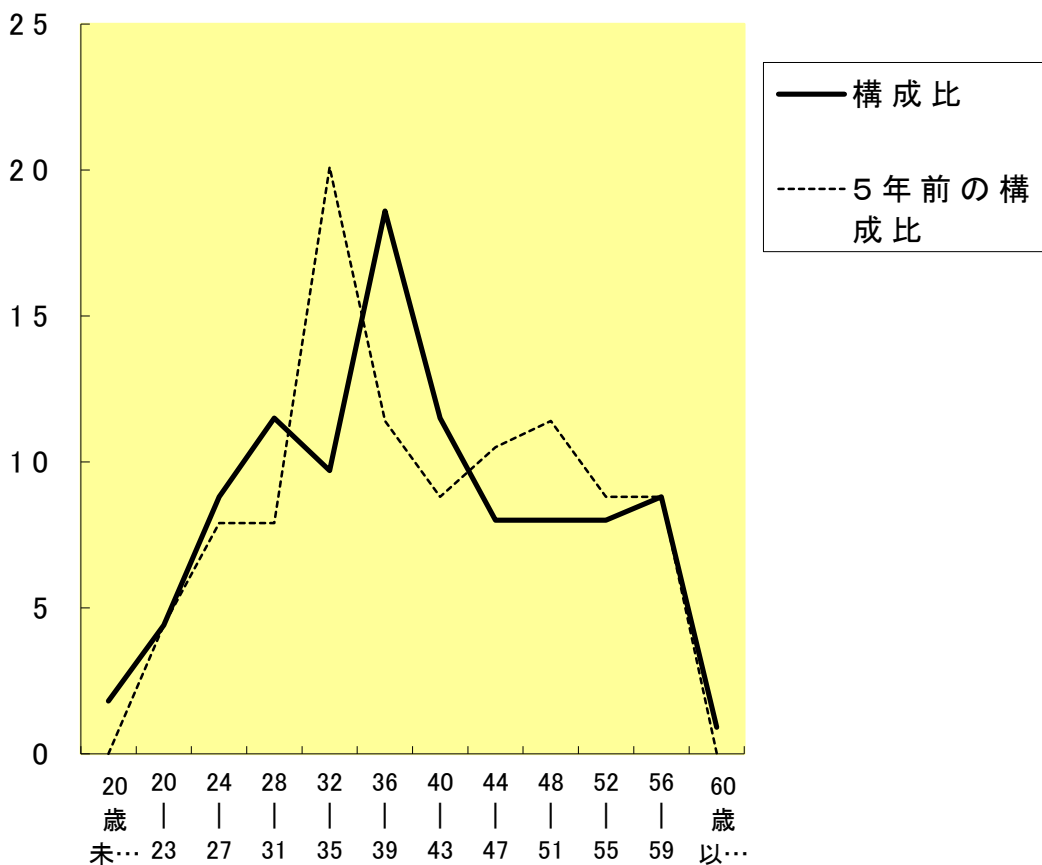
	教 育 部 門	12	9	△ 3	給食センター調理業務の民間委託による減
	小 計	96	92	△ 4	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 63.26 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数63.27人)
公 営 会 企 業 部 等 門	水道課水道事業	8	8		再任用職員の配置による増
	水道課下水道事業	5	5		
	その他	7	8	1	
	小 計	20	21	1	
合 計		116 [128]	113 [128]	△ 3	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 77.70 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)

％



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2 人	5 人	10 人	13 人	11 人	21 人	13 人	9 人	9 人	9 人	10 人	1 人	113 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	77	79	79	81	84	83	-1 (-1.2%)
教 育	17	14	13	11	12	9	-3 (-25.0%)
普通会計計	94	93	92	92	96	92	-4 (-4.2%)
公営企業等会計計	21	21	21	21	20	21	1 (5.0%)
総合計	115	114	113	113	116	113	-3 (-2.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	239,891	67,587	57,493	24.0	24.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	8	30,952	3,620	11,537	46,109	5,764

(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
6,219

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
企業職	43.8 歳	324,851 円	361,610 円
一般行政職	40.0 歳	304,437 円	350,968 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川 棚 町	川棚町 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(26年度) 1,442 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,316 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.7) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~10%

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

川 棚 町			川 棚 町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 役職に応じた調整額の加算あり		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 役職に応じた調整額の加算あり	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	15,842 千円	21,019 千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	1 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	175 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	25.0 %		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道料徴収手当	徴収吏員	水道料金の臨戸訪問による徴収	・日額500円（外勤2時間以上） ・徴収件数1件につき50円

エ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	747 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	94 千円
支給実績（26年度決算）	767 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	109 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 配偶者がいない場合の1人目 11,000円 その他 6,500円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同じ		1,596千円	266,000円
住居手当	・月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に家賃に応じて27,000円までを限度に支給	同じ		378千円	189,000円
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上で、通勤のため交通機関を利用する場合は、その運賃相当額 ・自動車等を利用する場合は、距離に応じて2,000円～24,500円を支給	同じ		362千円	120,680円
管理職手当	・課長、室長、議会事務局長、教育委員会次長、学校給食センター所長 42,000円 ・参事 33,600円	同じ		504千円	504,000円
管理職員特別勤務手当	・管理職手当を支給されている職員が、休日等において臨時又は緊急に勤務した場合、勤1回につき4,000円から6,000円を支給	同じ		12千円	12,000円